

地域に根ざす活動 農業委員会の 役割と制度

昭和26年に農業委員会法が施行され、以降、農業委員会は地域の農業を守り、農地の利活用を進め、担い手を支援する等の活動に取り組んでいます。

法改正により平成28年4月1日からは現行の農業委員会制度のもと業務を進めています。



1 農業委員会法の目的(法1条関係)

農業委員会法は、農業生産力の増進と農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織の運営と農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2 農業委員会の業務(法6条関係)

農業委員会は、①農地関係法に定める法令業務のほか、②農地等の利用の最適化の推進(農地利用の確保と農業経営の規模の拡大、農地の集団化、担い手や新たに農業経営を営もうとする者の参入等による農地の利用の促進など)と、③農業経営の合理化や法人化の推進 ④調査活動 ⑤情報活動などに農業委員と農地利用最適化推進委員が主体となり取り組みます。

① 法令業務	農地法・農地中間管理事業・生産緑地法・都市農地貸借円滑化法・相続税等納税猶予制度等に関する許認可や農地利用状況調査・農地台帳の整備など。	
② 農地等の利用の最適化の推進	市街化区域	遊休農地の防止・都市農地貸借円滑化法による生産緑地の利活用促進など。
	市街化区域以外	担い手への農地の利用集積や担い手や新規就農の支援など。
③ 農業経営の合理化や法人化の推進	農業経営の法人化や簿記記帳など経営支援、家族協定・農業者年金の推進など。	
④ 調査活動	農産物生産状況調査や農地台帳補完調査をはじめとした調査の実施。	
⑤ 情報活動	制度の周知、座談会の開催、農業委員会だよりの発行などの情報発信・収集。	

3 農地等の利用の最適化の推進に関する指針を作成します

(法7条関係)

農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めます。

1 農地等の利用の最適化の推進に関する目標

2 農地等の利用の最適化の推進の方法

農業委員会は、指針を定め、これを公表します。

4 農業委員会総会の議事録を公表します(法33条関係)

農業委員会は総会の議事録を作成し、これをインターネットの利用そのほかの方法により公表します。



5 秘密保持義務があります

(法14条・法24条関係)

農業委員と農地利用最適化推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とされています。

6 農業委員会は業務に必要な調査等を行います

(法35条関係)

農業委員会は、必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対し必要な報告を求め、また、農業委員、農地利用最適化推進委員や職員は農地等に立ち入り、必要な調査を行うことができるとされています。



7 農業委員と農地利用最適化推進委員は業務上必要な公簿等の閲覧ができます

(法36条関係)

農業委員、農地利用最適化推進委員および職員は、登記所や市町村の事務所で、業務上必要な簿書の閲覧や謄写または登記事項証明書の交付等を受領を受けることができます。



8 農業委員会は、関係行政機関に対し農地等の利用の最適化に関して必要な意見を提出することが義務づけられています

(法38条関係)

農業委員会は、その知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に必要があるときは、関係行政機関または関係地方公共団体に対し、施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられています。

さらに、関係行政機関等はその意見を考慮しなくてはならないとされています。

※農地等の利用の最適化に必要な施策については、農地に関することのみならず農地を利用する担い手や営農環境(獣害など)の事項なども含まれます。



農業委員と農地利用最適化推進委員の任命

区市町村長の任命により

農業委員が選出されます (法8条～法10条関係)

農業委員は、区市町村長の任命により、農業に関する識見等を有する者である特別職の地方公務員として選出されます。

農業委員の任命にあたり、区市町村は条例で定数を定め、ホームページなどを通じ、候補者の推薦を求めたり公募を行います。その後、関係者の意見聴取や議会の同意を経て、区市町村長が農業委員を任命します。任期は3年間となります。

頼みますね!



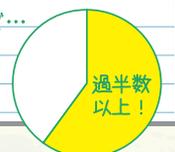
はいっ

農業委員の構成は? (法8条～法10条関係)

農業委員は少なくともひとり以上は利害関係を有しない者(農地の権利を有していない者など)を含めなくてはなりません。

認定農業者などが農業委員の過半数を占めることが必要です。ただし農地面積が200ヘクタール未満の区市町村(宅地化農地を除く)などは、この規定は対象外となっています。(認定農業者が過半数を占めなくてもよい)

基本 農業委員は
認定農業者などが
過半数以上必要!
だけど…



※東京都内で農地面積(宅地化農地を除く)が200ヘクタールを超える区市町村

青梅市・あきる野市・瑞穂町・八王子市・町田市・立川市・大島町・新島村・三宅村・八丈町

農業委員会は

農地利用最適化推進委員を委嘱します (法17条～法20条・法27条関係)

農業委員会は地域で農地の利用の最適化を進める農地利用最適化推進委員(任期3年間)を委嘱します。(農地利用最適化推進委員は特別職の地方公務員となります)

1 農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる区市町村

農地面積(宅地化農地を除く)が200ヘクタール未満の区市町村など。

2 農地利用最適化推進委員の委嘱

農業委員会は、ホームページなどを通じ農地利用最適化推進委員の候補者の推薦を求めたり公募を行います。その後、農業委員会の総会等を経て農業委員会長が農地利用最適化推進委員を委嘱します。



3 農地利用最適化推進委員が活動する地域を定めます

農業委員会は、農地利用最適化推進委員が担当する地域を定め、農地利用最適化推進委員はその地域の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。農地利用最適化推進委員を委嘱しない農業委員会は、各農業委員の担当する地域を定め、その地域の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。

4 農地利用最適化推進委員は農業委員会の総会に出席し意見を述べることができます

農地利用最適化推進委員は、農業委員会の総会に出席して、農地等の利用の最適化の推進について意見を述べるすることができます。

一般社団法人東京都農業会議は、東京都知事より指定を受けた農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会への協力を中心とした業務を進めています。

1 一般社団法人東京都農業会議の業務(法43条関係)

- ① 農業委員会の取り組みに関する情報の公表や農業委員・農地利用最適化推進委員職員への制度研修等をはじめ農業委員会への業務に対する支援を行います。
- ② 農業者や新規就農者に対する支援活動を行います。
- ③ 農業経営の法人化や合理化のための支援を行います。
- ④ 認定農業者をはじめ担い手の組織化と運営を支援します。
- ⑤ 農業に関する調査や情報の提供を行います。
- ⑥ 農地法その他の法令業務を行います。



2 秘密保持義務があります(法47条関係)

一般社団法人東京都農業会議の役職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も、同様とされています。

3 農業委員会と情報を共有し業務を進めます(法51条関係)

農業委員会は業務の実施に必要な限度で、一般社団法人東京都農業会議が農地に関する情報の提供を求めたときは、情報の提供を行わなければならないとされています。また、一般社団法人東京都農業会議は、農業委員会が農地に関する情報の提供を求めたときは、同様に、情報の提供を行わなければならないとされています。

4 関係行政機関に対し農地等の利用の最適化に関して必要な意見を提出することが義務づけられています(法53条関係)

一般社団法人東京都農業会議は、業務の実施を通じて得られた知見に基づき、農業委員会が農地等の利用の最適化の推進に関する業務をより効果的に実施するために必要があるときは、関係行政機関または関係地方公共団体に対し、施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられています。

さらに、関係行政機関等はその意見を考慮しなくてはならないとされています。



5 地方公共団体等に必要な協力を求めることができます(法54条関係)

地方公共団体その他の関係者は、業務の実施に関して、一般社団法人東京都農業会議から必要な協力を求められた場合には、これに応じるよう努めなければならないとされています。

※そのほか、一般社団法人東京都農業会議は農地中間管理機構の指定を受けています。また、農業経営相談窓口の開設(農業経営基盤強化促進法11条の11関連)などの法令業務を行っています。